ハ　連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に連携清算機関等の事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ニ　連携清算機関等の業務を執行する役員の担当業務を記載した書面

ホ　連携清算機関等の連携金融商品債務引受業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

ヘ　連携清算機関等の事務の機構及び分掌を記載した書面

ト　連携清算機関等がその業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

チ　連携清算機関等の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

リ　連携清算機関等が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから令第十九条の四の五第一項に定める期間を経過していること、又は同条第二項に定める場合に該当することを証する書面

ヌ　連携清算機関等が所在する国における金融商品債務引受業と同種類の業務に関する法制を記載した書類

三　その他法第百五十六条の二十の十八第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

（認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第四十一条　法第百五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　認可申請者の商号

二　申請年月日

（分割又は事業の譲渡）

第四十二条　令第十九条の四の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で金融商品債務引受業と同種類の業務を行うことができると認められる場合とする。

2　令第十九条の四の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される業務自体で金融商品債務引受業と同種類の業務を行うことができると認められる場合とする。

（変更の認可の申請）

第四十三条　法第百五十六条の二十の二十一第一項の認可を受けようとする認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更予定年月日

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第百五十六条の二十の十七第二項第一号又は第二号に掲げる書類に記載した事項を変更しようとする場合にあっては、当該書類の新旧対照表

二　その他参考となる書類

（変更の認可の基準）

第四十四条　金融庁長官は、法第百五十六条の二十の二十一第一項の規定に基づく認可の申請があったときは、その申請が法令に適合し、かつ、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

（変更の届出）

第四十五条　法第百五十六条の二十の二十一第二項の規定により届出を行う認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更年月日

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一　法第百五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハまでに掲げる事項の変更　第四十条第三項第二号チに掲げる書類

二　法第百五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更　第四十条第三項第二号ハ、ニ及びチに掲げる書類

三　法第百五十六条の二十の十七第二項第三号ロ又はハに掲げる書類に記載した事項の変更　当該書類の新旧対照表及び変更後の当該書類

（廃止の届出）

第四十六条　法第百五十六条の二十の二十一第三項の規定により届出を行う認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　連携金融商品債務引受業務の廃止の年月日

二　連携金融商品債務引受業務の廃止の理由

第五章　雑則

第十二条の二を第二十七条とする。

第十二条第一項中「金融庁長官」の下に「を経由して内閣総理大臣」を加え、同条を第二十六条とする。

第十一条を第二十五条とする。

第十条の見出し中「資本金の額等」を「営業所等」に改め、同条第一項中「よる」を「より」に改め、同条第二項中「区分」を「変更の区分」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「第百五十六条の三第一項第二号又は第三号」を「第百五十六条の三第一項第三号」に改め、同項第二号中「及び第二条の二第三号」を「並びに第五条第三号及び第五号」に改め、同項第三号中「第二条の二第四号」を「第五条第四号」に改め、同条を第二十四条とする。

第九条を第二十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（公衆縦覧の事項等）

第二十一条　法第百五十六条の十二の二に規定する内閣府令で定める事項は、当該金融商品取引清算機関の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

2　法第百五十六条の十二の二の規定により公衆の縦覧に供する場合において、株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があった場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

3　法第百五十六条の十二の二の規定により公衆の縦覧に供する場合において、金融商品取引清算機関の発行済株式の総数に変更があったときは、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもって、第一項の発行済株式の総数とみなすことができる。

4　金融商品取引清算機関は、第一項に定める事項を記載した書面を本店に備え置き、その営業時間中これを公衆の縦覧に供しなければならない。